

令和 7 年 9 月定例月議会

令和 7 年 9 月 1 7 日

産業建設常任委員会

資 料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
長浜市農業振興地域整備計画の改定について	農業振興課	2
湖北みずどりステーションの今後の方針について	農業振興課	4

産業観光部

所管委員会	産業建設常任委員会
所管課	農業振興課

案件名

長浜市農業振興地域整備計画の改定について

1. 計画改定について

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき策定している長浜市農業振興地域整備計画（法定計画）について、前回全体見直し（平成 26 年 10 月）以降における本市を取り巻く自然的、経済的、社会的諸条件等の変化を踏まえ、関係計画等との整合性を図りつつ、変更案に対する県知事の同意を得られたため、令和 7 年 8 月 19 日付けで改定しました。

2. これまでの経過と今後の予定

令和 5 年 5 月 18 日	産業建設常任委員会への報告（着手）
令和 5 年 6 月～	長浜市農業振興地域整備計画（本編・基礎資料）の変更案の作成
令和 5 年 8 月～	基礎調査（土地利用現況調査、集落意向調査、一筆地台帳の整備等）の実施
令和 6 年 9 月 17 日	産業建設常任委員会への報告（中間報告）
令和 7 年 1 月 6 日～ 令和 7 年 2 月 19 日	農振法第 11 条第 1 項の規定に基づく変更案の縦覧及び異議申立の受付（1 回目）
令和 7 年 5 月 24 日～ 令和 7 年 7 月 8 日	農振法第 11 条第 1 項の規定に基づく変更案の縦覧及び異議申立の受付（2 回目）
令和 7 年 7 月 31 日～ 令和 7 年 8 月 18 日	農振法第 8 条第 4 項の規定に基づく県との法定協議の実施
令和 7 年 8 月 19 日	農振法第 12 条第 1 項の規定に基づく公告（変更案の確定）
令和 7 年 9 月 17 日	産業建設常任委員会への報告
令和 7 年 9 月	長浜市農業振興地域整備計画の公表

3. 改定の主なポイントについて

①社会情勢の変化への対応

スマート農業等農業 DX の推進をはじめ、施設園芸農業など高付加価値化や乾田直播栽培等の取組に対する支援、異分野間連携の推進や産地化・特産品化等に対する支援及び環境負荷低減の取組に対する支援などの視点で見直しを実施しました。

②集落意向調査の分析結果により得られた農村集落が抱える問題・課題への対応

将来の農地利用の姿を明確化する地域計画に基づく農地の集積・集約化をはじめ、鳥獣被害防止対策の推進及び農業用水利施設の計画的な保全等の視点で見直しを実施しました。

本計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市が定める総合的な農業振興の計画のことで。

計画の概要	対応すべき社会情勢の変化や農村集落が抱える問題・課題	方 針
第1 農用地利用計画 農用地区域の設定方針、農業上の用途区分の指定、土地利用の方向性 等	【社会情勢の変化への対応】 ① 人づくりへの対応 ・人口減少・少子高齢化の進行、後継者不足等による農業者の減少 ② 競争力・経営力向上への対応 ・市場規模の縮小、食品消費量の減少 ・農業所得の減少 ③ 社会基盤・農村環境への対応 ・耕作放棄地の増加、経営耕地面積の減少 ・農地・農業用水等の地域資源の維持管理への支障、施設の老朽化 ④ 環境保全・気候変動への対応 ・農業用水の流出防止、環境負荷低減推進 ・気候変動による異常気象等のリスク高	○農用地区域への編入（白地 → 青地） 今後も安定して農業経営が継続される見込みの農振白地地域の土地を積極的に編入する。 ○農用地区域からの除外（青地 → 白地） 市全体の農業振興の妨げとならない範囲で、土地改良事業の受益地に該当しない山林原野化した土地等を除外する。
第2 農業生産基盤の整備開発計画 用排水路や農道等の整備計画 等		社会情勢の変化への対応の視点 ①スマート農業等農業DXの推進 ②災害への対応強化（農地の湛水被害の防止対策等） ③生物多様性の保全や景観形成に資する取組への支援 ④施設園芸農業など高付加価値化に取り組む経営体及び乾田直播栽培等により安定多収に取り組む経営体等に対する支援 ⑤異分野間連携（農商工連携や6次産業化）の推進 ⑥産地化、特産品化及び地産地消等に対する支援 ⑦気候変動等の影響を考慮した作物の導入等の促進及び国が認定する環境負荷の低減に取り組む農業者が計画する施設整備等に対する支援 ⑧農業と産業との均衡ある発展を図り、農業従事者の安定した就業機会を拡充
第3 農用地等の保全計画 農用地及び農業用施設の保全計画、耕作放棄地対策、鳥獣被害防止策 等		各地域共通の対応方針 （長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北・高月・木之本・余呉・西浅井） ①関係機関と連携した担い手への農地の集積・集約化の促進 ②次世代の農業者の育成に向けた幅広い取組の推進や多様な担い手の確保 ③スマート農業の導入、生産性を重視する農業経営及び特産品化等に対する支援 ④農地保全・管理レベルの低下への対応（地域計画の更新、多面的機能支払交付金（県事業名称：世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）の取組推進等） ⑤老朽化した用排水路・農道等の維持更新やストックマネジメントの推進
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 農業規模の拡大や担い手への農地集積に関する計画 等	【集落意向調査の分析結果】 （R5.11.30時点） 農村集落が抱える問題点・課題への対応 ①後継者不足等により減少している担い手の育成・確保 ②条件不利農地や用排水路の整備・更新 ③耕作放棄地や荒廃山林の増加による有害鳥獣被害の対策強化 ④高齢化による労働力不足等が原因で発生する遊休農地における対策	個別の対応方針 ◆中山間地域を含む地域（浅井・高月・木之本・余呉・西浅井） 中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみの活動を支援 ◆獣害被害が多い地域（浅井・高月・木之本・余呉・西浅井） 鳥獣被害防止対策の推進（人材確保、新技術の活用、ジビエ利用の検討等） ◆高付加価値型農業の推進を望む声が多い地域（長浜・びわ・虎姫・湖北・木之本） 経営の多角化や高付加価値化に取り組む経営体への支援強化 <u>各地域の実情に即した施策を推進するために必要な見直しを実施した。</u>
第5 農業近代化施設の整備計画 農業用施設や主要作物の生産性向上に資する高性能機械の導入に関する計画 等		
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 多様な担い手の確保や人材育成のための施設整備計画 等		
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 農業従事者の就業機会の確保に関する計画 等		
第8 生活環境施設の整備計画 集落道や集落センター施設等の整備計画 等		

所管委員会	産業建設常任委員会
所管課	農業振興課

湖北みずどりステーションの今後の方針について

1. 今後の方針

市としては、市内農産物等生産者の目線に立ち、「道の駅」の集客効果を活かした農産物等の販売拠点の継続や、国県の「道の駅」を拠点とした地方創生に向けた施策等と協調した地域振興等の取組が重要であることから、「道の駅」の登録を継続する必要があると考えます。

「道の駅」を所管する国土交通省近畿地方整備局や道路管理者の滋賀県との協議・調整を踏まえ、「道の駅」は、土地・建物ともに市が保有している必要があるため、これまでの「譲渡」の方針から指定管理施設として「維持」することに変更し、指定管理者を公募します。

なお、指定管理者については、地元生産者や地域との連携を重視し、経営の向上に取り組まれ、市と共に地域振興に寄与される事業者を公募します。

2. これまでの経過

○経緯

長浜市公共施設等総合管理計画では、民間事業者でもサービスの提供が可能な物販施設等については、民間による運営の代替可能性を検討することとしており、当該施設については譲渡の方針としていました。

そのため、施設譲渡に向けた協議への参画を前提とした指定管理者の公募を行い、令和2年9月からの指定管理が現指定管理者（４Ｂ合同会社）になり、譲渡に前向きであったことから、指定管理期間を１年間延長し、今日まで現指定管理者や地域の意向に寄り添いながら協議を進めるとともに、国や県とも協議を進めてきました。

○国との協議内容

近畿地方整備局等関係機関と施設の民間譲渡にかかる「道の駅」の登録の継続について協議・調整を進めてきたところ、以下のことを確認しました。

- 「道の駅」の登録要件として、土地・建物ともに市が保有する必要があること。
- 「道の駅」施設を民間譲渡した場合、登録要件を満たさなくなること。
- 「道の駅」を廃止する場合には、廃止によって生じるそれまでの利用者の不利益への対策を講じること。

○県との協議内容

当該施設は、県（道路管理者）と市（旧湖北町）が共同で整備し平成１４

年に「道の駅」に登録しており、令和6年度には同「道の駅」の機能強化等のために、県が24時間利用可能なトイレを新設されました。また、県施策「ビワイチ」と連携して「ビワイチサイクルサポートステーション」として登録しており、多くのサイクリストが立ち寄る施設になっています。

市が施設を民間譲渡することにより、「道の駅」の登録を取り消す場合には、事前に県と調整する必要があることを確認しました。

○現指定管理者との協議内容

「道の駅」の維持を前提とした施設譲渡協議に前向きにに応じていただき、現指定管理者の意向に寄り添いながら、譲渡に向けて必要な修繕個所の洗い出し等諸条件について協議を進めてまいりました。

国県との協議を踏まえ、民間譲渡した場合は登録要件を満たさなくなるため、当該登録要件として土地・建物ともに市が保有する必要があること等を再度説明し、一定、理解を得ています。

3. 施設概要

所在地	長浜市湖北町今西 1731 番地 1
敷地面積	7,166.72 m ²
延床面積	745.89 m ²
施設内容	農林水産物・地域特産物販売所、レストラン、交流室、 屋内トイレ、屋外トイレ、駐車場
開設年度	平成 12 年 12 月 26 日
指定管理者	4 B 合同会社 代表社員 山本享平
指定管理期間	令和 2 年 9 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
レジ通過者数	令和 4 年度 166,161 人 令和 5 年度 173,180 人 令和 6 年度 171,239 人

4. 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 9 月 17 日	産業建設常任委員会（報告事項）
9 月下旬	指定管理者選定委員会
10 月	公募
11 月	指定管理者選定委員会
12 月	12 月定例月議会 指定管理に係る議案を上程
令和 8 年 4 月～	湖北みずどりステーションの指定管理

湖北みずどりステーション施設図



施設内平面図

